



最近の市場動向及び 上場審査の概要について

株式会社 東京証券取引所
2006年 10月18日



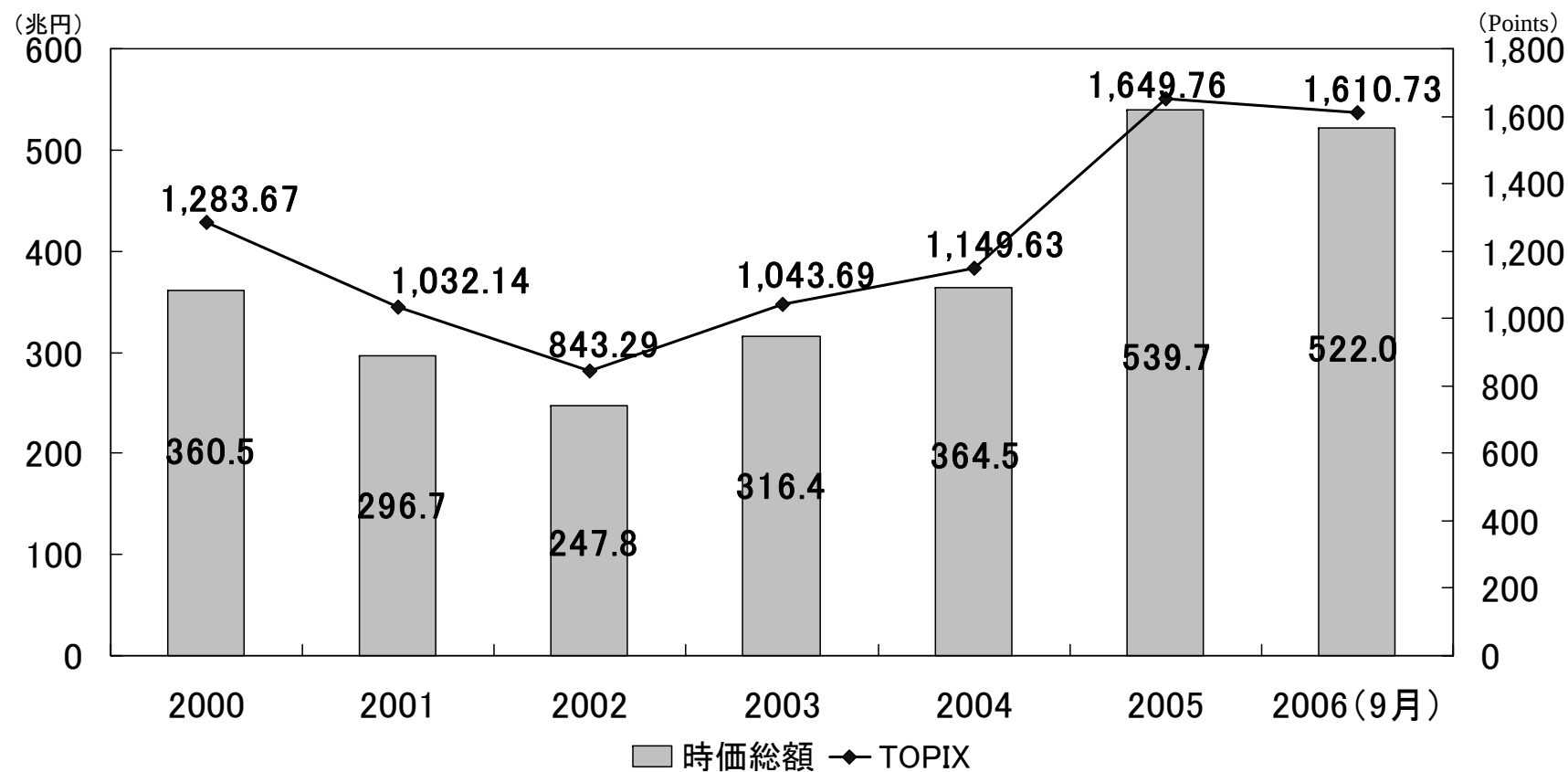
1. 東京証券取引所の最近の 市場動向について



(1)マーケット環境①

資料 3

東証上場会社の株式時価総額の推移



(注)各数値は各年(月)末時点



(2)マーケット環境②

資料 3

時価総額上位企業の状況等

①時価総額上位企業の状況

順位	銘柄コード	企業名	時価総額(億円)
1	7203	トヨタ自動車	231,761
2	8306	三菱UFJフィナンシャルグループ	163,578
3	8411	みずほフィナンシャルグループ	108,749
4	8316	三井住友フィナンシャルグループ	95,147
5	9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	85,194
6	7751	キャノン	82,134
7	7267	本田技研工業	72,824
8	4502	武田薬品工業	65,539
9	6752	松下電器産業	61,326
10	9432	日本電信電話 (1987.2.9上場)	60,535

②銀行・保険業の上場会社数及び時価総額

業種	上場会社数(社)	時価総額(億円)
市場第一部	1,692	5,109,306
銀行業	83	606,861
保険業	8	106,771
市場第二部	482	72,643
マザーズ	169	38,964
合計	2,343	5,220,914

③過去の民営化企業の時価総額

企業名	時価総額(億円)	上場日
東日本旅客鉄道	33,040	1993.10.26
東海旅客鉄道	28,224	1997.10.8
日本たばこ産業	22,950	1994.10.27

(注)各数値は2006年9月末時点

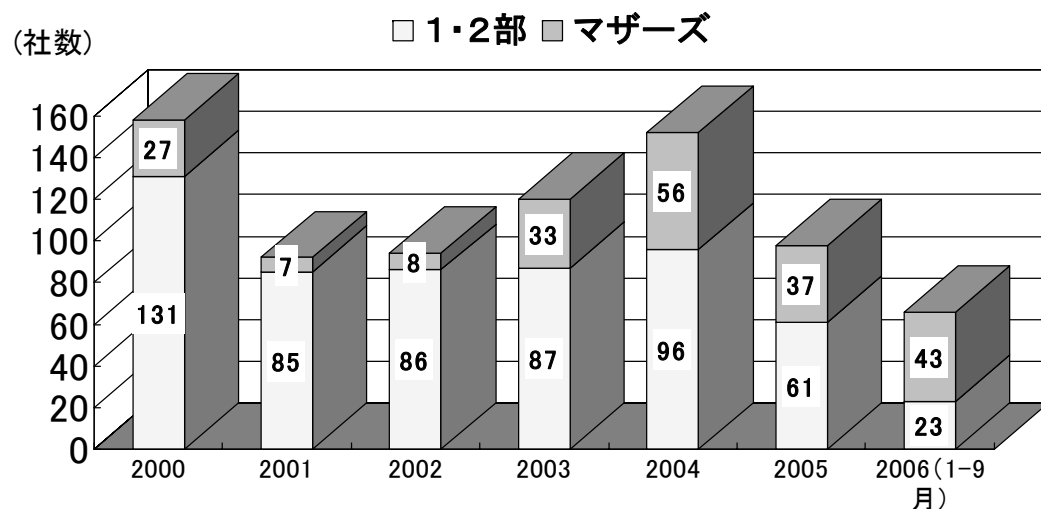


(3) マーケット環境③

資料 3

最近の新規上場の状況

① 新規上場会社数の推移(東証)



■最近の銀行・生保の上場事例は、2004年2月の新生銀行、2004年4月のT&Dホールディングス、2005年10月の東京スター銀行など。

<参考> 上場会社数の推移(東証)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年9月
上場会社数	2,055	2,103	2,119	2,174	2,276	2,323	2,368

(注) 上場会社数は各年(月)末時点、1・2部及びマザーズの合計

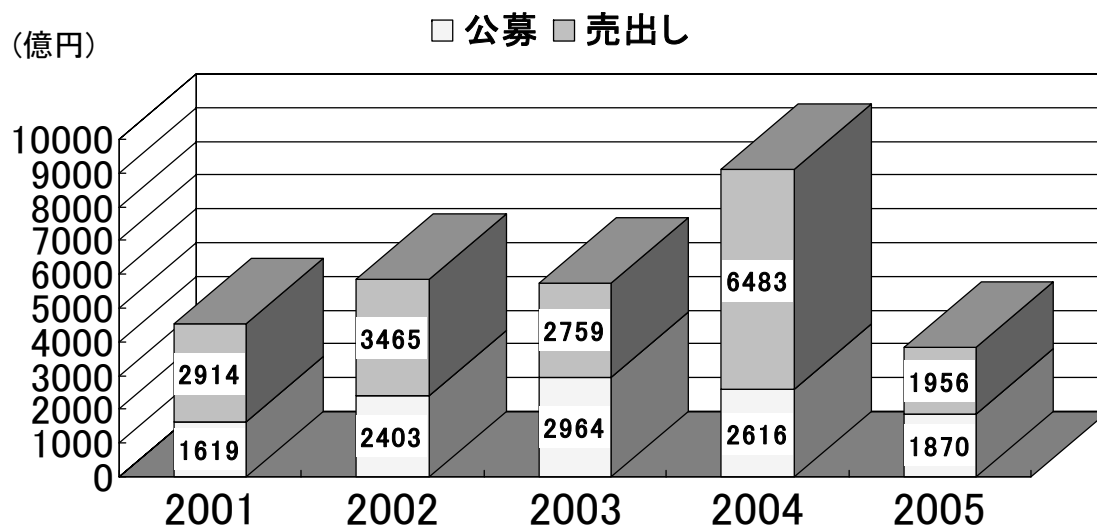


(4)マーケット環境④

資料 3

新規上場時の市場からの資金調達状況

①新規上場時の資金調達額



■ 2004年の売出し額には、新生銀行(約1270億)、電源開発(約2810億)及び国際石油開発(約1158億)の3社が含まれている。

(注) 売出しの数値はオーバーアロットメント及び海外売出しを除いた数値

②既上場会社による資金調達額(公募)

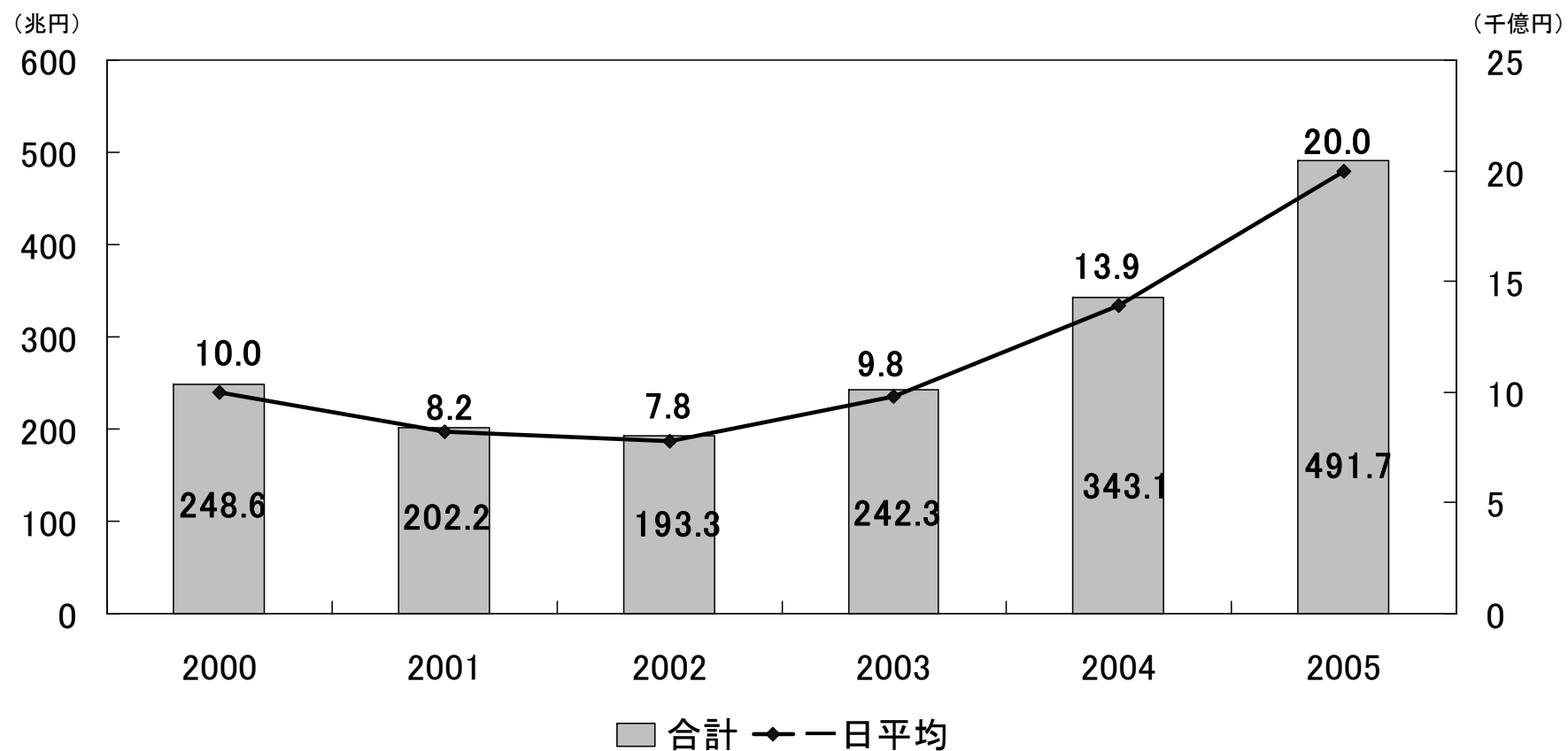
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
調達額(億円)	12,014	1,533	5,672	7,502	6,508
件数	18	19	35	78	74



(5) マーケット環境⑤

資料 3

年間売買代金の推移



(注) なお、2006年9月までの一日平均は28.1(千億円)



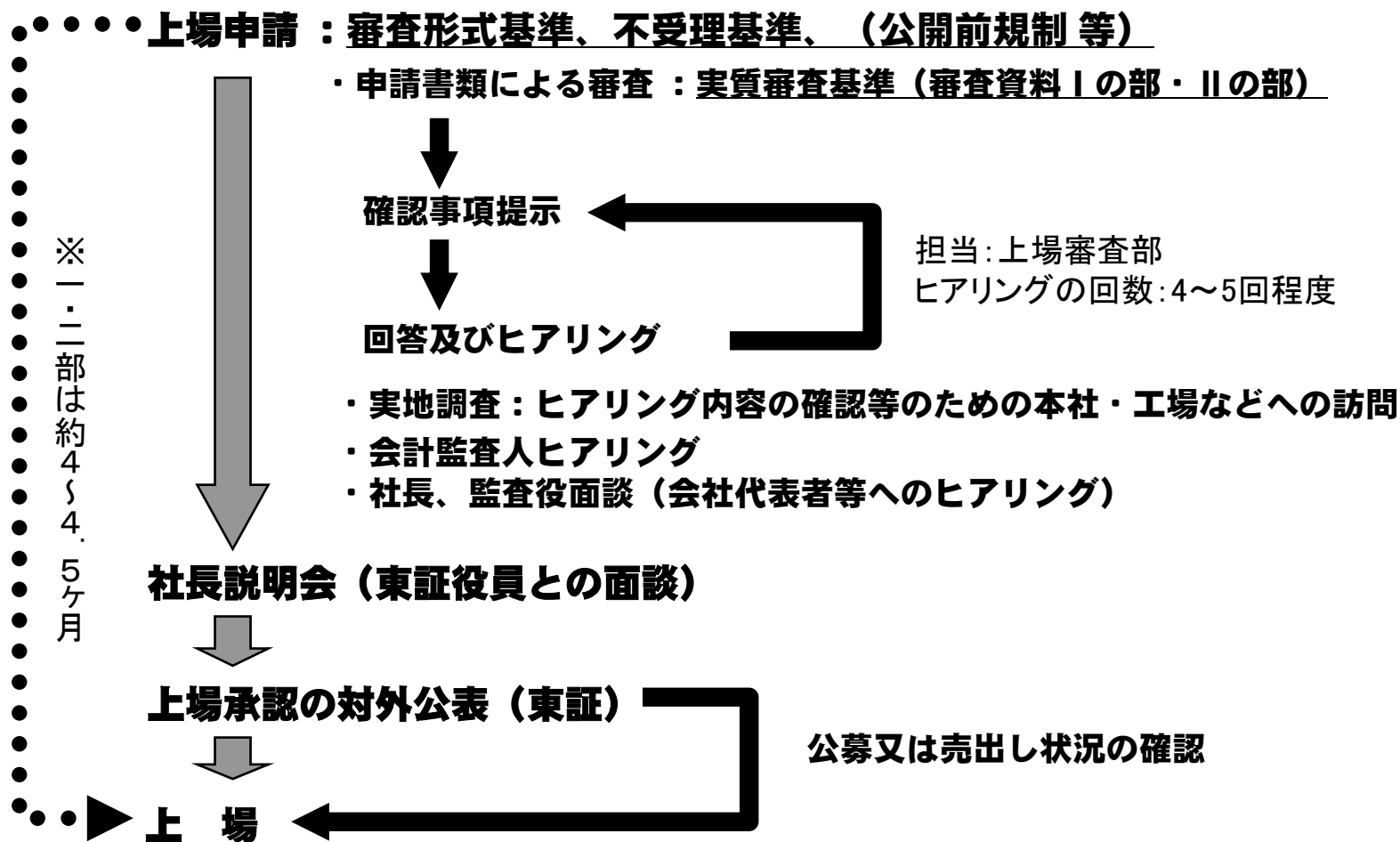
2. 東京証券取引所の上場審査



(1) 上場審査のフロー

資料 3

標準的な上場審査のフロー





(2) 上場審査基準

資料 3

市場第一・二部の上場審査基準

①形式基準

	東証二部上場審査基準
1. 上場株式数	4,000 単位以上(上場時)
2. 株式の分布状況	
(1) 少数特定者持株数	75% 以下(上場時)
(2) 株主数	下記の人数以上(上場時) (上限2,200人) 上場株式数が a 1万単位未満の場合 800人 b 1万単位以上2万単位未満の場合 1,000人 c 2万単位以上の場合 1,200人+1万単位ごとに100人
3. 上場時価総額	20億円以上
4. 事業経過年数	3カ年以前から取締役会を設置して継続的に事業活動を行っていること。
5. 純資産の額	直前期末10億円以上(連結)
6. 利益の額 又は 売上高等	次のa又はbに適合(連結) a 最近2年間について 最初の1年間…1億円以上 最近の1年間…4億円以上 b 最近3年間について 又は 最初の1年間…1億円以上 最近の1年間…4億円以上 最近3年間合計…6億円以上
※利益の額は「経常利益」と「税引前当期純利益」とのいずれか低い額	
7. 財務諸表等	a 最近2年間(6.bに該当:最近3年間) …「虚偽記載」なし、監査意見「適正」 b 最近1年間 … 監査意見「無限定適正」
8. その他	省略

※補足

直接一部上場の要件:新規上場時に下記要件を満たした会社については、直接一部に指定される。

- ①上場株式数が10万単位以上。
- ②株式の分布状況が一部指定基準に適合。
- ③時価総額が500億円以上。

②実質基準

- ・ 企業の収益性及び継続性
- ・ 企業経営の健全性
- ・ 企業内容等の開示の適正性
- ・ 子会社上場関係 など



(3) 上場審査のポイント①

資料 3

上場に当たっては以下のポイントの整備が必要

■ 内部統制システムの構築

- － 適時開示体制の整備
(例: 決算期や半期での定点開示に加え、重要情報等の開示について正確な情報がタイムリーに開示することが必要)
- － 会計面での整備
(例: 開示に向けて、管理会計のみならず財務会計システムの整備も必要)
- － 予算策定及び予算統制
- － 内部監査体制の整備
- － コンプライアンスに対する取り組み

■ 親会社から独立したコーポレートガバナンス(独立性の確保)

- － ボードの構成
(例: 取締役会の構成について、親会社との兼務役員が半数を占める場合は、独立性の観点から問題あり)
- － 意思決定の独立性の確保
(例: 親会社からの承認事項がある場合、申請会社の自由な意思決定が阻害されていると判断)



(4) 上場審査のポイント②

資料 3

上場に当たっては以下のポイントの整備が必要

■ 親会社等グループとの関係

- － 取引の合理性・必然性
- － 取引条件の適正性
(例: 通常と著しく異なる条件で親会社等グループとの取引が行われていないこと)
- － 親会社等の企業内容等の開示
(例: 親会社については、有価証券報告書に準じた書面の提出が必要)

■ 買収防衛策

- － 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと
- － 東証の適時開示規則に掲げる4つの事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響及び株主の権利の尊重)を尊重していること



以上のポイントを含めて、上場審査では一定期間の実績を確認



3. 上場制度整備プログラムの内容



上場制度総合整備プログラム

資料 3

上場制度総合整備プログラムの内容は以下の通り

会社情報の開示の充実を図ることによる市場の透明性の確保及び市場機能の発揮を阻害するような企業行動に対しては適切な対応をとることを、上場制度整備の原則である。

東証が直ちに実施する取り組み(抜粋)

1. 適時開示の充実

- 上場会社に対する意識の啓発及び会社情報を投資者が利用しやすい環境の整備を随時実施

2. 企業行動と市場規律の調和

- 上場会社が、企業行動を行う場合に「流通市場への影響」及び「株主権の尊重」について尊重(配慮)しなければならないことを上場規則に明確化

3. 既上場会社に対する経営管理面の確認の継続

- 改善報告書の記載内容に関する点検制度の整備を実施

4. 企業の内部統制等に問題が生じた場合の対応

- 企業不祥事の防止に向け、関係者の一層の努力を促す方策を実施

5. 親会社等を有する上場会社への対応

- 親会社等を有する上場会社について、投資者への情報提供方法の改善